

**「原子力政策大綱に定めた安全確保に関する
政策の妥当性の評価について」の報告書(案)
に対するご意見**

**平成18年8月17日
原子力委員会 政策評価部会**

平成18年7月5日から8月4日の間、国民の方々からの意見募集を実施した結果、18名(1団体を含む)の方から22件のご意見をいただきました。

No	ご意見の対象箇所	ご意見の概要	ご意見及びその理由
1	P18. 3-2-4. 評価	事業者による運転管理の継続的改善を促すため、事業者の創意工夫や改善の試行を規制側が邪魔しない仕組みの整備を求めるもっと強い原子力委員会のメッセージを記載願いたい。	<p>規制行政に対して、出力増強、定期検査の柔軟化や長期サイクル運転による設備利用率向上といった欧米で当たり前に行われている高度利用を早期に採用できるよう法整備・運用を行うことを求めるのはもちろんのこと、世界に通用する新たな高度利用技術についても積極的に挑戦できる法整備・運用を求めるような強いメッセージを記載願いたい。</p> <p>【理由】 原子力政策大綱に示された総発電電力量の30～40%程度以上の供給割合を原子力発電が担うためには、当面既設炉の最大限の活用が重要であり、具体的には欧米で当たり前に行われている出力増強、定期検査の柔軟化や長期サイクル運転による設備利用率向上策を早期に実現すべきと考えるが、検査のあり方の検討1つをとっても重複した検査の一本化の方向性は示されているものの、定期検査の柔軟化や長期サイクル運転による設備利用率の向上については、安全最優先という大義名分に押されて次第に実現が危ぶまれてきている。</p> <p>もし原子力カルネッサンスと言われるこの時期にでさえ、世界で日常的・常識的に行われてきていることすら実現できないような特殊な国のままでいるのであれば、「原子力利用によって人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与する」という原子力基本法の崇高な理念に共感してこれまで耐えてきた原子力技術者にとって、将来の望みが全くないことを意味するものであり、士気低下による稼働率低下はもちろんのこと、安全に対する意識も維持できなくなる最悪の事態が引き起こされるのではないかと非常に危惧している。安全最優先は、原子力技術者にとっても最優先事項であることに異論はないが、安全を確保しつつ、より経済性のある発電所の建設、運用を目指すことが原子力技術者の使命であり、本分でもあると考えるが、それを完全に否定するような論議がまかり通るのであれば、原子力技術者の存在そのものを否定するのと同義であり、それを是認するのであれば原子力安全は永久に確保されないと思う。</p> <p>今は、まさしく日本が世界の常識が通用する国になれるのか、なれないのかの分水嶺に差し掛かっている時期であり、原子力基本法の精神に根ざした規制の有り様が実現されるよう原子力委員会の強いリーダーシップを期待して止まない。</p>
2	P5. 1～7行目	P5.1～7行目の「具体的には、」までを削除し、「当部会は、」を挿入する。	<p>「第3章 評価の結果」の3行目から始まる1文は、原子力政策大綱が安全確保、その基盤整備、および核物質防護への取組の基本的考え方を中心に取りまとめているとしている。</p> <p>確かに、安全確保は原子力にとって、最優先の課題だが、原子力政策大綱は、本報告書案の「第1章 はじめに」の第二パラグラフにも記述されているように、「安全の確保」、「多面的・総合的な取組」、「短・中・長期の取組の並列推進」、「国際協調と協力の重視」、「評価に基づく取組と国民との相互理解」の5つを共通理念として取り上げており、また、本報告書第4章の最後には、「当部会は、今回の安全確保に関する政策の評価に引き続き、他の政策領域についても順次、評価を行っていきます。」とあるので、この表現は不適切ではないか。</p>

頂いたご意見につきましては、到着順に番号を割り当てております。

No	ご意見の対象箇所	ご意見の概要	ご意見及びその理由
3	P11. 下から9行目～	<p>政策評価部会のPDCA活動は重要であり、その成果を期待している。ただし、安全規制活動については、個別の規制活動について外部監査の仕組みが必要ではないか。</p>	<p>どんな活動も牽制機構がうまく機能することで道を踏み外す心配をせずに目標に向かって邁進できるものであると考えている。今回の政策評価部会の活動は、事業者のみならず、規制行政庁を含む行政機関を高所から監査・評価するものであり、政策のPDCAを回すことにより、原子力の研究、開発、利用が適時、適切に推進される仕組みであると大いに期待している。ただし、安全への取組についてみれば、安全に第一義的責任を有する事業者の活動が、規制行政庁によって検査、評価、確認され、また、検査結果の公開により社会に対する透明性が担保されているのに対し、規制行政庁は同様の外部監査機能を有していないのではないかと。そこで、規制行政庁においても、個別の活動に対する外部監査の仕組みを確立し、PDCAを回すことにより、検査の実効性を改善し、国民に対する規制の透明性を高めるべきではないか。</p>
4	-	<p>今回の政策評価部会の設置・活動及び報告書(案)を高く評価。報告書の結論も基本的に賛成であるが、規制行政の取組みに関して、現場を重視することを要望。</p>	<p>原子力政策大綱を作りっぱなしではなく、PDCAをまわして実効的なものにしていくとする活動は非常に有意義であり、今回原子力委員会に政策評価部会を設置し、広く意見を聴きながら、国、事業者の取組みを聴取し、原子力政策の妥当性を評価するとしたことに対しては高く評価できる。また報告書の構成も、本文に「資料」や「用語解説」を添付し、分かりやすいものとなっており、ボリュームは少々多いものの広く国民に説明できる内容であると考えます。報告書の内容に関しては、国・事業者の「安全確保に関する取組み」に対して客観的に評価・判断しており、現状の取組みが妥当と結論付けたことに異議はないところである。今後の原子力の利用等が公共の福祉増進に資するためには事業者(特に現場)が活気のある健全な職場を維持していくことも重要であるため、規制行政にも、現場の保全活動の活力維持に十分配慮した科学的・合理的な規制を期待するところである。</p>
5	P31	<p>昨今の国民に対する国のコミュニケーション活動を評価するとともに、今後も国の顔が見えるコミュニケーションを期待する。</p>	<p>昨今、九州電力のプルサーマル計画の地元事前了解取得や、六ヶ所再処理工場のアクティブ試験地元事前了解取得など、原子力政策を前進させる大きな出来事があった。これは事業者の努力とともに、国による公開討論会の開催や、経産省大臣が知事を訪問しての安全確約など、国が積極的にコミュニケーション活動を行ってきた結果であるとも言える。従って、国のコミュニケーション活動は大綱の基本的考え方に沿っているという本評価内容に賛同する。今後も最終処分地の選定など、国民へ説明する機会がますます増えると容易に予想され、国民の原子力への不安を和らげるには、政策の方向性を決めている国が、「顔が見えるコミュニケーション」を積極的に行うことが重要だと思われる。今後も、国が国民に対して、直接対話的なコミュニケーション活動を積極的に行っていくことを期待するとともに、原子力委員会においても、その活動の妥当性の検証を引続き行っていただきたい。</p>

頂いたご意見につきましては、到着順に番号を割り当てております。

No	ご意見の対象箇所	ご意見の概要	ご意見及びその理由
6	P35.最終行から P36.7行目	安全確保のための活動に係るコミュニケーションを国が積極的に行うことを期待します。	<p>原子力の安全確保のための活動に係るコミュニケーションを国が積極的に行うことにより、原子力の有効な利用が促進され、我が国の持続的な発展に寄与することを期待します。</p> <p>原子力は原子力発電をはじめとして国民生活に寄与するところが大きいものと考えます。しかしながら、その潜在的な危険性や原子力爆弾に代表される不幸な経験からわが国においてはその利用に抵抗があります。我が国における原子力利用は、潜在的な危険性を十分に認識した上でこれに対処し、十分リスクが小さい状態で行われていると思いますが、それが国民一般には認められていないのが実態と考えます。</p> <p>国民一般の原子力に対する理解については、実際に原子力にかかわるものが安全確保のために万全の活動をするのが大前提ですが、国民一般への説明を含む双方向のコミュニケーションを、法律に裏付けられた規制機関が的確に実施することが最も有効なものと考えます。</p>
7	P14.下から12行目「許可を受けていない核燃料物質等～」およびP34.(2)安全文化の確立・定着と運転管理の継続的改善全般	<p>P.14で「RIの古い線源が発見されるケースはなくなる」としているにもかかわらず、P.34(2)では特に評価しているように読めない。</p>	<p>RIは大企業のみならず、病院、工場等に数多く分散している。言い換えれば、私たちの身近に存在している。にもかかわらず、RIの紛失や発見が報道等でもよく聞かれる。</p> <p>原子力発電所や核関連施設は国の立ち入りもあり、厳密に管理されているようであるが、病院や、工場は国の立ち入りもそれほど行われておらず、私たちの身近にあるにもかかわらず逆に厳格な管理が行われていないように感じる。</p> <p>P.14でも文部科学省も「RIの古い線源が発見されるケースはなくなる」としているにもかかわらず、このことに対し、どのように評価しているのかが、結論からは何も読み取れない。</p> <p>「RIの古い線源が発見されるケースはなくなる」ということは取り組みを行っていてもその成果がないと言うことであり、「政策の妥当性の評価」が行われているとは思えない。さらなる、評価を行っていただきたい。</p>
8	P34.第4章(1)に関して	国は、安全確保にとって重要と考えられる『最新の知見を踏まえた科学的かつ合理的な規制』の実現、『国民への分かりやすい説明』の実施に是非注力願いたい。	<p>原子力の推進にとって安全確保は大前提であり、国民からの信頼も安全確保なくしてはあり得ないと認識。</p> <p>その意味で、原子力委員会が政策大綱評価のトップバッターとして「安全確保」を取り上げたことは適切なこと。</p> <p>「今後とも、事業者等は安全確保に第一義的責任を有すること、国は最新の知見を踏まえた科学的かつ合理的な規制を実施していくことを国民から負託されているという基本的考え方が、それぞれのトップマネジメントの努力によって組織の隅々までゆきわたり、この考え方に基づく安全確保の取組とその結果が国民に説明され続けていくことを期待」とあり、この方向性はまさしく妥当なものと思うが、国が主体的に取り組むべきと考えられる『最新の知見を踏まえた科学的かつ合理的な規制』の実現、『国民への分かりやすい説明』の実施に是非注力願いたい。</p> <p><理由></p> <p>投入する資源と効果を十分見極めることは重要であり、原子力も例外ではない。その重要性や影響を十分把握した上でメリハリをつけた科学的・合理的な規制を行うことが、原子力の安全性を高める上で効果的と認識。また、国民への説明の観点からは、当事者たる事業者からもさることながら、国が前面に立って取り組むことは、その効果等から見て有効と考える。</p>

頂いたご意見につきましては、到着順に番号を割り当てております。

No	ご意見の対象箇所	ご意見の概要	ご意見及びその理由
9	報告書全般	<p>政策大綱の決定後、迅速に施策の取り組み状況を確認している原子力委員会の姿勢を高く評価。</p> <p>事業者においては、十分な取り組みがなされている。</p> <p>安全に係る取り組みを見るのであれば、原子力安全委員会に対するヒアリングが行われないのか疑問。</p>	<p>原子力安全委員会は、原子力施設の設置許可の後に規制行政庁が行う「後続規制」活動を監視・監査し、不断の改善・向上を促すことを目的とした「規制調査」を実施するとともに、基準の整備等を行っています。</p> <p>わが国の原子力安全行政にとって、重要な一翼を占める原子力安全委員会からも、意見を聴取すべきではないでしょうか。</p>
10	3-6.安全確保のための活動に係るコミュニケーション第4章.結論(6)安全確保のための活動に係るコミュニケーション	<p>事業者に対しては、事業を進める上での透明性を確保する観点から、積極的に、地元・地方公共団体とコミュニケーションを図ることが安全確保につながるものと考え、事業活動における説明責任を果たされることを期待する。</p> <p>国に対しては、政策・制度を作成する段階から、国民に対して十分な説明がなされることを期待する。</p>	-

頂いたご意見につきましては、到着順に番号を割り当てております。

No	ご意見の対象箇所	ご意見の概要	ご意見及びその理由
11	「3-3.リスク情報の活用」の特に「3-3-4.評価」の内容	リスク情報の活用に関する評価、提言については賛成。ただし原子力委員会としてのより強いコミットメントと今後の更なる貢献に期待	<p>まず、原子力委員会の役割として基本的には「安全の確保のための規制に関する事項」は除かれているのに、本レポートで敢えて「安全確保に関する政策」を評価していることに、少し違和感を覚えました。趣旨の説明がもう少しあると良いかと思えます。</p> <p>実際には原子力政策の基盤になる共通の理念として「安全確保」があるのは当然で、原子力委員会もむしろ積極的に安全確保のための政策推進に貢献すべきと考えます。その意味で、米国などで先行し、我が国でも最近検討が進んでいる「リスク情報の活用」について今回特に取り上げて関係機関の取り組みの評価を行ったのは時機を得ていると思えました。</p> <p>ただ、「3-3-4.評価」において「当面は相対評価に重点をおいて、定量的リスク評価を多方面に活用していく事を期待します」とのコメントは、やや抽象的で、弱いのではないのでしょうか。リスク情報は今後我が国でも積極的に活用していくべきものであり、より明確な言い方で原子力委員会としての意志とコミットメントを示すべきだと思えます。</p>
12	P34.下7行目～	<p>運転管理が最新の知見を踏まえた、科学的・合理的なものとなるよう、事業者、規制行政が継続的改善に着実に取り組むことを期待する。</p>	<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告書(案)では、「海外の最新の知見を踏まえた先進的取組が日常におこなわれるようになるにはもう少し時間を要するようになる」とした上で、「事業者等においては現場の創意工夫や提案を奨励する等の魅力ある職場作りのための取組の強化、規制行政においては、そうした工夫の指向を認める仕組みの整備を含め、運転管理の継続的改善の取組が着実に継続されることを期待」とされている。 ・運転管理が最新の知見を踏まえた、科学的・合理的なものとなるよう、事業者、規制行政が継続的改善に着実に取り組むことを期待したい。 <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力はエネルギー安全保障や地球温暖化対策の観点から必要不可欠であり、原子力政策大綱で示された政策目標の実現に向け、国、事業者等が一体となって取り組むべき事項である。 ・政策評価の達成にあたっては、安全確保が不可欠であるが、安全確保のための取組は科学的・合理的なものであるべきであると考えます。 ・事業者、規制行政が継続的改善に着実に取り組み、運転管理が最新の知見を踏まえた、科学的・合理的なものとなるように努めるべきである。
13	報告書全般	-	<p>取り組むべき課題と対策について漏れなく網羅されている。現状おさえるべき問題を把握し、原子力推進のために取り組むべき課題に真摯に取り組んでいこうとする姿勢が伺える。</p> <p>今後は、掲げたことを実行し、また新たに出てくる課題に柔軟に対応していただきたい。</p>

頂いたご意見につきましては、到着順に番号を割り当てております。

No	ご意見の対象箇所	ご意見の概要	ご意見及びその理由
14	P27.3-6 安全確保のための活動に係るコミュニケーション	-	<p>国・電力等が実施している安全に関する取り組みを、コミュニケーションし、住民に周知することは非常に重要なことであり、今回の評価に取り込んだことは適切であると考えます。</p> <p>住民の周知については、迅速、正確に伝えることが重要。</p> <p>とかく、マスコミからの情報が早く、マスコミからの情報は偏った見方の情報が多々見られ、これらの是正に今後とも取り組んでいくべきと思う。</p>
15	P5.3-1. 国・事業者等の責任	-	<p>安全確保に向け、国・電力会社の責任の所在を明らかにすることは、国民に安心を与え、信用を得るために重要なことである。</p> <p>ただ、責任の分権化を進める一方、国・事業者一体となって安全確保に努める姿勢を軽視することなく、併せて努めていただきたい。</p>
16	p16.25行目 の内容に関して	<p>非常に重要な意見である。現在の規制の見直しは、現場に対して意義を見出しにくい作業量の増大をもたらす傾向にあり、現場の自主的な創意工夫や努力を活かす動機付けを提供していない。</p>	<p>東電問題に代表される一連の不祥事に対する対応として、規制の見直しが行われているが、その内容が本当に現場における「安全性」を高めることに寄与しているのか疑問である。規制遵守を最大の目的としてしまった場合、それが直接に安全性の向上に結びつくかは疑問がある。規制遵守に最大の優先順位を与えた場合、その作業に多くの人的リソースを投入せざるを得ない状況となっており、規制緩和という厳しい状況下でコスト面も考えながら発電所を運営している事業者の立場からすれば、自主的な安全性向上活動や創意工夫に割り当てられるリソースはほとんどないというのが現状であろう。9ページ19行目にあるように、「安全確保の第一義的責任は事業者にあるので、」としながらも、現状での規制の方向は第一義的責任を有する事業者の自主的な安全向上のための努力を行いにくい環境にしているのではないかと懸念する。</p>
17	P11.16～ 20行目、 P34.9～ 13行目	<p>依然として国民の信頼を損ねる事故・トラブル等が相次いでおり、国の安全確保の仕組みが未だ十分に機能しているとは言えないことを明確にすべきである。</p>	<p>東京電力(株)の不正問題や美浜発電所の死傷事故等において、国が問題をチェックできず、発生を未然に防止できなかったことが国民の信頼を損ね、その後も福島第二原子力発電所3号機における原子炉再循環系配管の全周にわたるひびの見落とし、福島第一原子力発電所6号機等におけるハフニウム板型制御棒のひび割れや原子炉給水流量計の試験データの不正、福島第一原子力発電所5号機等における多年にわたる可燃性ガス濃度制御系流量計等の誤設定の見逃し等、県民、国民の信頼を損ねる事故・トラブル等が相次いでいる。</p> <p>国は、平成13年に原子力安全・保安院を設置し、その後職員も増員し、また、原子力安全・保安院を支援する組織として専門家集団からなる独立行政法人原子力安全基盤機構を設立したとしているが、上記のとおり依然として国民の信頼を損ねる事故・トラブル等が相次いでおり、国が問題をチェックできず、発生等を未然に防止できていないことを指摘すべきであり、報告書(案)において、国の安全確保の仕組みが未だ十分に機能しているとは言えないことを明確にすべきである。</p>

頂いたご意見につきましては、到着順に番号を割り当てております。

No	ご意見の対象箇所	ご意見の概要	ご意見及びその理由
18	P11.26～29行目、P34.19～22行目	原子力安全・保安院を原子力発電を推進する経済産業省から分離すべきである。	<p>原子力発電所の安全規制は、国がしっかり責任を持って対応すべきものであるが、当県は、これまで、国の原子力行政の体制・体質の問題を提起する中で、国の姿勢が安全確保より運転優先ではないかと指摘してきている。</p> <p>福島第一原子力発電所5号機における配管減肉問題では、国は極端に減肉している事実を把握しながら、運転継続を容認し、また、福島第二原子力発電所3号機における原子炉再循環系配管の全周にわたるひびが見落とされ、誤った健全性評価が行われた問題では、国は、国民の十分な理解が得られない中、拙速に導入した制度の改正を繰り返し行い、更に、現在、全周にわたるひびを許容しない現行基準の見直し作業を進めるなど、立地地域を始め国民の信頼を得られるような安全確保に真に責任を持った対応がなされてきていない。</p> <p>原子力政策大綱において、出力増強、定期検査の柔軟化や長期サイクル運転による設備利用率向上といった高度利用を期待しており、国の安全確保より運転優先の姿勢や事故等が発生して初めて安全規制の見直しを図る対応などを考えると、今後も安全確保より経済性や運転効率性が優先されることが懸念される。</p> <p>経済産業省設置法第20条第1項において、「資源エネルギー庁に、原子力安全・保安院を置く」と規定されており、人事面も含め、現行の組織体制において、原子力安全・保安院が原子力発電を推進する経済産業省(資源エネルギー庁)から独立していると言えるのかどうか疑問である。</p> <p>安全確保に真に責任を持ってその権限を行使し、国民及び立地地域の信頼が得られ、より客観性を高めた体制を確立するためには、原子力安全・保安院を経済産業省から分離することなど、さらなる組織改革について検討させるべきである。</p>
19	P2.4行目～P4.25行目	原子力政策大綱に定めた安全確保に関する政策の妥当性の評価に当たっては、その評価作業の手法及び評価の取りまとめが不十分ではないのか。	<p>評価は、「関係行政機関等の取組状況の把握」と「原子力安全行政に係る施策に関する評価についてご意見を聴く会」における意見交換等の検討結果を踏まえて行われているが、特に「原子力安全行政に係る施策に関する評価についてご意見を聴く会」の開催は、福島県福島市の1回だけであり、また、その際の有識者からの意見の聴取も3人と極めて少数であり、これをもって国の原子力政策の根幹をなす「原子力政策大綱」に示された政策の妥当性を評価することは、十分な評価とは言えないのではないのか。</p> <p>評価を行う政策評価部会は、当面、原子力委員長及び原子力委員で構成されているが、本来、評価は、原子力政策についての様々な立場の方々に構成する公平・公正な第三者機関に委ねるべきであると考えます。</p>

頂いたご意見につきましては、到着順に番号を割り当てております。

No	ご意見の対象箇所	ご意見の概要	ご意見及びその理由
20	第3章評価の結果、3-1. 国事業者等の責任、3-1-4. 評価(本文 P11)	報告書(案)でまとめられた国・事業者等の安全の確保に係るそれぞれの責任についての評価結果は妥当であり支持する。	<p>国(原子力安全・保安院)は、原子力安全規制に係る「安全規制が明確であり公開されていること」等の3つの理念を掲げるとともに、4つの行動規範に基づき、「国民の負託を受け、原子力事業者が的確に安全を確保するように、その事業活動を規制する責務を負う。」と認識し、安全規制活動を積極的に進めている。</p> <p>また、電気事業者は、「安全確保」は原子力事業を進める上での大前提であるとの考えに基づき、これまでの事故や不祥事を徹底的に反省し、法令遵守だけでなく、「安全」を最優先とする「品質マネジメント」を確立し、「安全確保」を図ってきているとともに、地域をはじめとする国民の皆さまとの相互理解を図り信頼を確保するための情報公開を積極的に進めている。</p> <p>以上より、報告書(案)での「国・事業者等は、安全の確保に係るそれぞれの責任を明確に自覚して、それを果たすための取組を企画・推進し、さらに、自らあり方を評価し、取組の方法や規制のあり方について改良・改善等を図ってきており、それらは原子力政策大綱が示した国・事業者等の責任に関する基本的考え方と整合している」と判断されていることは妥当であり支持する。</p>
21	第3章評価の結果、3-6. 安全確保のための活動に係るコミュニケーション、3-6-2. 関係行政機関の取組み状況(本文 P28)	国が前面に立ち、地方公共団体、地域住民等と意見交換するコミュニケーション活動をこれまで以上に充実していただきたい。	<p>政策大綱では、国は、住民安全の責任を有する地方公共団体に対して、安全規制に係る各種の判断基準等の制定・改定に関する適切な情報提供を行うとともに、規制活動状況を説明し、また、その意見等を求めて、共通理解を深めることが重要であるとしております。</p> <p>電気事業者においては、地元住民、地方公共団体等に対し、発電所の故障、トラブル等の迅速な公表、運転データのリアルタイムの公開、訪問対話・懇談・イベントへの参加等の相互理解活動に努めている。</p> <p>国においても、より多くの機会、国が前面に立って、国の考えを直接述べるとともに、地域住民、地方公共団体との意見交換を行い、相互理解の不足から生じる不信感の解消に努めていただきたい。</p>
22	P7.2行目(3-1-2(2))など	原子力安全研究については、原子力安全委員会定例会(7/24)に報告された「重点安全研究計画に沿った研究課題の取組状況等について」を踏まえるべきではないか。	<p>「原子力安全研究を着実に進め、その成果を規制活動に反映しているか」という評価項目に対し、原子力安全委員会定例会(7/24)において原子力安全研究専門部会が報告した「重点安全研究計画に沿った研究課題の取組状況等について」を踏まえた取組状況に関する記述を加えるべきである。なお、当該報告書では「3.(2)重点安全研究に関する推進基盤の確保」において今後の重点安全研究に関する推進基盤(材料試験炉等)の確保が必要不可欠としており、貴専門部会の報告書に取り込むべきである。</p>

頂いたご意見につきましては、到着順に番号を割り当てております。